

令和4年2月15日

令和4年度いわて留学生友好交流奨学生の募集の御案内

外国人留学生の皆様へ

公益財団法人岩手県国際交流協会

公益財団法人岩手県国際交流協会では、県内の大学等で学ぶ外国人留学生の留学成果の向上に寄与するとともに、本県と外国との友好親善と国際交流の促進に資するため、毎年度、留学生に奨学生を支給しています。

については、令和4年度の「いわて留学生友好交流奨学生」を下記により募集しますので、希望者は内容をよく確認し、学校の指導教官及び留学生担当課に相談の上、申請してください。

記

- | | |
|----------|------------------|
| 1 支給対象者数 | 10名 |
| 2 支給金額 | 月額 2万円 |
| 3 支給期間 | 令和4年4月から令和5年3月まで |
| 4 申請資格 | |

県内の大学又は高等専門学校に在籍し、この奨学生の受給を新規に希望する者及び前年度の奨学生受給者で更新を希望する者で、次の要件のすべてに該当する留学生が対象です。

- (1) 在留資格を有し、県内に所在する大学又は高等専門学校で研究を行い、又は教育を受けている外国人であること。
- (2) 令和4年度に正規の学生（卒業又は学位の取得を目的とする者）として在学する、もしくはその見込みの者であること。ただし、高等専門学校については3年次以上の者であること。
- (3) 学業成績、人物とも優秀であると認められ、在籍する大学等の長の推薦を受けた者であること。
(ただし、更新を希望する者については、推薦を必要としません。)
- (4) 県内において、積極的な国際交流活動が見込まれる者、又は協会が指定する外国人留学生を対象とした県内就職支援の取組への参加が見込まれる者であること。
- (5) 他から給付を受けている奨学生等の月額の合計額が、留学生受け入れ促進プログラム（文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度）の給付月額48,000円を超えないこと。
- (6) その他
 - ① 在留資格が「留学」であること。
 - ② 国際交流活動に高い関心を持ち、任期中継続して活動を行う意欲があり、国際交流活動又は就職支援の取組への参加と学業を両立できること。
 - ③ 日常会話を支障なくでき、国際交流活動に必要な日本語能力を持っていること。
 - ④ 卒業後、1年に1回程度、近況をメールでお知らせいただけること。

5 申請書類

- (1) いわて留学生友好交流奨学金交付申請書（様式第1号）
- (2) 身上書（様式第2号）
- (3) 指導教官等の推薦書（様式第3号） ※更新者は不要
- (4) 在留カードの写し ※在留資格は「留学」であること
- (5) 成績証明書
※現在所属している学校のものがない場合は、他の日本国内の大学、大学院又は学部のものなどでも可。
学部1年生等で成績証明書がない場合は不要。
- (6) 日本語能力を証明する書類の写し（例：日本語能力試験の合格証） ※ない場合は不要

6 申請書類の提出

各大学等の留学生担当課等に提出してください。留学生担当課で取りまとめ、公益財団法人岩手県国際交流協会に提出します。

※留学生から直接当協会への申請は受け付けていません。また、学内の提出期限については各大学等の留学生担当課等に確認してください。

7 選考及び決定

- (1) 公益財団法人岩手県国際交流協会は、各大学等から送られてきた申請書類を審査し、選考委員会が面接を行った上で奨学金支給者を決定します。面接日時は、後日連絡します。
- (2) 決定結果は、各大学等を通じて本人に通知します。
- (3) 支給決定の通知を受けた留学生は、協会から送付される所定の誓約書に本人の署名、その他必要事項を記入の上、協会に提出してください。

8 注意事項

- (1) 申請書類は選考上重要な書類ですので、事実をありのまま記入してください。もし、奨学金の支給を決定した後、記入しなければならないことを記入していなかつたり、虚偽の記入をしたりしたことが判明したときは、奨学金の支給を取り消すとともに、既に支給した奨学金の全部又は一部を返納させることができますので、十分注意してください。
- (2) ④の申請資格に該当しなくなったとき、県内の大学等に在籍しなくなったとき、在籍する大学等から停学又は退学の処分を受けたときも同様です。
- (3) 奨学金を受ける留学生は、積極的に国際交流活動を行い、又は県内就職支援の取組に参加するよう努めさせていただきます。また、協会から協力を求められた活動については、特に理由がない限り必ず行うようお願いします。
- (4) 奨学金を受ける留学生は、毎月5日までに所定様式により国際交流活動等報告書を、また、令和5年3月5日までに国際交流又は県内への就職をテーマにした年間レポートを提出してください。
- (5) 現住所、在籍大学等、その他申請書類の記載事項に変更が生じた場合、(1)及び(2)に掲げる事項に該当することになった場合は、速やかに大学等の留学生担当課等を通じて協会に届け出してください。
- (6) 夏休みや学期末の休みに一時帰国などにより長期間(1ヶ月以上)県内で活動せず、さらに普段の活動も積極的でないとみなされる場合は、奨学金の支給を停止します。
- (7) 奨学金を受ける留学生は、卒業後1年に1回程度、近況をメールでお知らせください。

令和4年度いわて留学生友好交流奨学生 受給者の選考について

1 選考の基準 (次に該当する方を選考します。)

(1) 国際交流活動又は県内就職への取組に参加できる方

○県内において国際交流活動に、積極的に参加できる方

○協会が指定する外国人留学生を対象とした県内就職支援の取組への参加が見込まれる方

これには、いわてグローカル人材育成推進協議会等が実施する。

①外国人留学生就職支援フォーラム、

②企業関係者と留学生との交流会、

③外国人留学生インターンシップ、

又はこれらに相当する事業が該当します。

※ (公財) 岩手県国際交流協会から協力を求められた活動については、特に理由のない限り必ず行うようお願いします。

※ 令和3年度の活動例

県内の小中学校、公民館等での自国文化の紹介・料理講座の講師、当協会や国際交流団体等が開催するイベントへの参加、「グローバルキャリアフェア in 岩手」への参加など

(2) 国際交流活動に必要な日本語能力がある方

※ およそそのレベル

自国文化の紹介、語学講座の講師、日本語での情報収集、長文の翻訳、日常会話を支障なくできること。

(3) 心身共に健康な方

2 選考の方法

申請書類の審査を経て、選考委員による面接を実施し、選考委員会が総合的な評価を行い、奨学生の受給者を決定します。

3 奨学生支給決定の取消し

奨学生受給者に決定しても、積極的な国際交流活動等ができない場合など、支給規程に定める申請資格に該当しなくなった場合などは、支給を取り消し、既に支払った奨学生を返納させることができます。

夏休みや学期末の休みに一時帰国などにより長期間(1か月以上)県内で活動せず、さらに普段の活動も積極的でないとみなされる場合は、奨学生の支給を停止します。

いわて留学生友好交流奨学金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、岩手県内で行われる国際交流活動又は県内就職支援の取組みに積極的に参加しようとする外国人留学生に対して奨学金を支給することにより、留学生の経済的負担を軽減し留学成果の向上を支援するとともに、留学生の国際交流活動又は県内就職支援への意欲的な取り組みにより、県民の国際交流に対する意識の涵養と友好親善の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「外国人留学生」(以下「留学生」という。)とは、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下「法」という。)別表第1の4の表中「留学」に規定する在留資格(以下「在留資格」という。)で、本邦に在留し、県内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学又は高等専門学校(以下「大学等」という。)で研究を行い、又は教育を受けている外国人をいう。

(申請資格)

第3条 いわて留学生友好交流奨学金(以下「奨学金」という。)の申請をすることができる者は、県内の大学等に在籍し、新規に希望する者及び前年度に公益財團法人岩手県国際交流協会(以下「協会」という。)の奨学金受給者で更新を希望する者(以下「更新者」という。)で次の各号に掲げる要件の全てに該当する留学生とする。

- (1) 正規の学生(卒業又は学位の取得を目的とする者)として在学する者、若しくはその見込みのある者。ただし、高等専門学校については3年次以上の者とする。
- (2) 学業成績、人物とも優秀であると認められ、在籍する大学等の長の推薦を受けた者であること。ただし、更新者については大学等の長の推薦を必要としない。
- (3) 県内において積極的な国際交流活動が見込まれる者又は協会が指定する留学生を対象とした県内就職支援の取組みへの参加が見込まれる者であること。
- (4) 他から給付を受けている奨学金等の月額の合計額が文部科学省外国人留学生学習奨励費給付金制度の給付月額を超えないこと。

(支給額)

第4条 奨学金の支給額は、理事長が別に定める額とする。

(支給期間)

第5条 奨学金の支給期間は、支給決定の月から翌年3月分までとする。

(支給方法)

第6条 奨学金は、毎月留学生本人に支給することとする。

(申請手続)

第7条 第3条各号に掲げる申請資格に該当し、かつ、奨学金の支給を希望する留学生は、次号に定める書類を作成し、別に定める期日までに、在籍する大学等の担当係に提出するものとする。

- (1) 外国人留学生奨学金交付申請書
- (2) 身上書
- (3) 指導教官等の推薦書（更新者は不要とする。）
- (4) 在留カードの写し（在留資格が記載されているもの）
- (5) 成績証明書（現在所属している学校のものがない場合は、他の日本国内の大学の大学院又は学部のものなどでも可とする。また、学部1年生等で成績証明書がない場合は不要とする。）

2 大学等は、留学生から前項に規定する申請書類の提出があった場合は、第3条に規定する資格の有無を審査の上、学内選考を行い、候補者が複数の場合は、協会が別途示す人数に順位をつけて推薦し、別に定める期日までに協会理事長に送付するものとする。

（選考及び決定）

第8条 協会は、大学等より推薦のあった者について、外部有識者、行政機関職員及び協会職員による選考委員会において書類審査及び面接を行い、その選考結果に基づいて奨学金の支給対象となる留学生を決定する。

2 支給の決定通知は、各大学等を経由して、本人に通知する。

3 決定の通知を受けた留学生は、誓約書に必要事項を記入し、別に定める期日までに、在籍する大学等を経由して協会理事長に提出するものとする。

（国際交流活動等への参加）

第9条 奨学金の支給を受けている留学生は、県内において積極的に国際交流活動を行い、又は県内就職支援の取組みに参加するよう努めるものとする。また、協会から求められた活動については特別な理由がない限り必ず行うものとする。

（支給の取消し等）

第10条 奨学金の支給を受けている留学生が、次の各号の1つに該当すると認められるときは、奨学金の支給を取り消すとともに、既に支給した奨学金の全部又は一部を返納させることがある。

- (1) 第3条に掲げる申請資格に該当しなくなったとき。
- (2) 県内の大学等に在籍しなくなったとき。
- (3) 在籍する大学等から停学又は退学の処分を受けたとき。
- (4) 申請書類に記入すべき事項を故意に記入せず、又は虚偽の記入をしたことにより、支給対象となったことが判明したとき。
- (5) 奨学金の受給者として相応しくない非違行為があったとき。
- (6) その他この要項の規定に違反したとき。

（報告義務）

第11条 奨学金の支給を受けている留学生は、毎月5日までに国際交流活動等報告書を、また、翌年3月5日までに国際交流又は県内への就職をテーマにしたレポートを原稿用紙3枚にまとめて協会に提出するものとする。また、必要に応じ面接等を行うものとする。

2 奨学金の支給を受けている留学生は、現住所、在籍大学等、その他申請書類の記載事項に変更が生じた場合及び第10条各号の1つに該当することになった場合には、速やかに在籍する大学等を経由して協会理事長に届け出るものとする。

(補則)

第 12 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

(改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この要項は、平成 15 年 2 月 28 日から適用する。

附 則

この要項は、平成 16 年 2 月 20 日から適用する。

附 則

この要項は、平成 19 年 2 月 28 日から適用する。

附 則

この要項は、平成 19 年 4 月 12 日から適用する。

附 則

この要項は、平成 22 年 2 月 19 日から適用する。

附 則

この要項は、平成 22 年 12 月 7 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。